令和７年度 さいたま市地域医療研究費補助事業 募集要項

地域医療の発展・向上に取り組んでいる市内の医療関係者が行う研究について、その成果がさいたま市民に還元されることを目的として、その調査研究費を補助する事業を実施します。募集内容は次のとおりです。

１　補助対象者

対象者は、さいたま市内の病院、診療所等に従事する医療関係者で、地域医療の発展に寄与する調査研究を行い、補助を受けた後も引き続きさいたま市内で医療に従事する個人またはグループとします。（グループ構成員を含め、さいたま市職員を除きます。）

【医療関係者の例：医師、歯科医師、診療放射線技師、薬剤師、看護師、保健師等】

２　補助の概要

（１）対象となる事業

別添の「さいたま市地域医療研究費補助金交付要綱」（以下：「要綱」）第２条を参照してください。

なお、研究内容が、過去２年度分にわたり補助を受けた研究と同一であると市が判断したものは、対象外となります。

（２）補助する金額（要綱第４条）

補助対象経費から他の収入額を除いた額の３分の２以内で、原則として１件につき１００万円を限度とします。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

（３）補助対象となる経費の支出期間

補助対象に決定された日から令和８年２月１９日（木）まで

（４）補助対象期間における協力

補助対象期間中において、途中経過等の提出を求めることや、現地訪問等を行うことがありますので、御協力ください。

（５）補助金の返還

要綱第９条に該当する場合は、交付した補助金の一部または全部について返還を求めることがあります。

３　応募方法

（１）「さいたま市地域医療研究費補助金交付要綱」を熟読の上、研究費補助事業申請書等に必要事項を記入のうえ、次の期間に地域医療課へ、持参または郵送してください。

令和７年３月２７日（木）～４月１０日（木）必着

（２）申請書提出後、資料の追加提出を求めることがありますので、御協力ください。

（３）提出した申請書等は返却できません。

（４）同一人・グループによる申請書の提出は、１件を限度とします。

４　選考方法、結果通知等

（１）選考方法

「さいたま市地域医療研究費補助事業選考委員会」での意見を踏まえて市が決定し、予算額の範囲内で補助金を交付します。

（２）結果通知等

補助対象者の採否及び補助額については、決定後直ちに申請者に通知します。採否・減額等の理由についての照会はできません。

５　成果物等の提出

（１）研究の完了報告について、所定の様式による成果物の提出が義務となります。

（２）提出期限は令和８年２月１９日（木）必着です。

（３）成果物について、不明な点があるときは説明を求めることがあります。

（４）成果物は、さいたま市が発行する冊子等へ掲載したり、イベント等で展示することがあります。また、さいたま市ホームページに公開します。

（５）成果物は返還しません。

６　スケジュール

応募受付期間：令和７年３月２７日（木）～４月１０日（木）必着

採否の決定　：令和７年５月下旬

成果物等の提出期限：令和８年２月１９日（木）必着

審査／補助金の確定：令和８年３月中旬～下旬

７　その他

（１）期限までに成果物を提出できる研究で応募してください。成果物を提出できない場合は、決定した補助金を全額返還していただくことがあります。

（２）申請後に、事務局から問い合わせをする場合があるため、メールアドレスの提供に御協力ください。

８　事務局及び問い合わせ

〒３３０－９５８８

さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市保健衛生局保健部地域医療課　管理調整係

電　話　０４８－８２９－１２９２

E-mail：chiiki-iryo@city.saitama.lg.jp